

# 豊中市 住宅耐震化緊急促進アクションプログラム

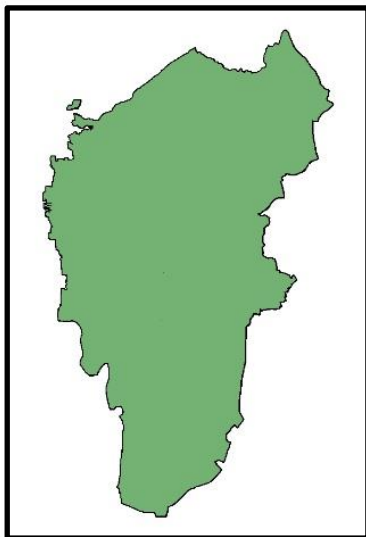
## 1・目的

- ▶ 豊中市住宅・建築物耐震改修促進計画に定めた目標の達成に向け、本計画に位置付けられた豊中市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム（以下「アクションプログラム」という。）では、毎年度、住宅耐震化に係る支援目標を設定するとともに、その進捗状況を把握・評価し、プログラムの充実・改善を図り、住宅の耐震化を強力に推進する。

## 2・緊急耐震重点区域の設定

- ▶ 重点的に耐震化を推進する区域を緊急耐震重点区域と定め、住宅所有者への積極的な普及啓発を行う。
- ▶ 緊急耐震重点区域は、本市の住宅耐震化の状況から下記の区域とする。

緊急耐震重点区域：豊中市 全域



○対象住宅  
昭和56年5月以前に建築された全ての住宅

(戸別訪問等実施地区)  
豊中市全域

## 3・取組期間

- ▶ 本プログラムの取組期間は下記のとおりとする。  
なお、関連計画の改定、アクションプログラムの進捗状況等に適切に対応するため、必要に応じて検証し、必要な見直しなどを行う。

取組期間：令和8年度から令和12年度（5年間）

	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)
AP作成	■					
戸別訪問等		■ 普及啓発				

## 4・戸別訪問等の実施

- 戸別訪問等は下記のとおり行う。
- ▶ DM等を活用し、取組期間で戸別訪問等を行う。
  - ▶ リーフレット等を用いて耐震化の必要性・補助制度を説明する。

## 5・その他の普及啓発活動

戸別訪問等と併せて、下記の啓発活動も引き続き実施していく。

- ▶ 住宅耐震啓発パンフレットの配布
- ▶ 広報誌・ホームページによる周知

## 6・関係団体との連携

- ▶ 戸別訪問及びその他啓発活動において、府及び民間事業者と連携して活動に取り組む。

## 7・実績の公表

- ▶ 当該年度毎に診断実績・改修実績等の件数を取り纏め、当該年度末までに市のホームページにて公表する。

# 豊中市 住宅耐震化緊急促進アクションプログラム2026

## 1・取組目的

住宅所有者の方の経済的負担を軽減し耐震化に対する認識を更に深めてもらうために、財政的支援、直接的な働きかけによる耐震化促進、改修事業者の技術力向上、市民への周知・普及啓発等を行う。

## 2・位置付け

アクションプログラムは、豊中市住宅・建築物耐震改修促進計画に基づき策定する。(アクションプログラムは、豊中市住宅・建築物耐震改修促進計画に掲げる施策と併せて一層の耐震化を促進するため、計画改正時に計画に位置付けるものとする。)

## 3・取組内容・実績・目標

### 令和7年度(2025年度)の取組実績

自己評価

- ▶ まちまるごと耐震化支援事業登録事業者との連携による戸別訪問(3小学校区、約180戸)を実施
- ▶ 固定資産税納税通知と一緒にDM送付(全戸)
- ▶ 耐震診断実施者に対してDM送付(62件)による耐震改修促進を実施
- ▶ 耐震改修事業者リストを市ホームページに掲載
- ▶ パネル展(年1回)、耐震相談会(年3回)などの実施や広報誌(5月)、ホームページ(通年)等への掲載、リーフレット等による制度概要等の周知を実施

### 令和7年度(2025年度)までの実績

	耐震診断補助(戸)	耐震設計補助(戸)	耐震改修補助(戸)	除却補助(戸)
令和6年度	57	4	4	22
令和7年度	13	3	4	17

### 令和7年度(2025年度)の課題

今後も事業の推進に向け、更なる補助制度の利用促進を図る必要がある。

### 改善策

DM等による所有者への直接的な働きかけや広報誌、回覧、ホームページ等への掲載により引き続き各種補助制度を積極的にPRする。

## 令和8年度(2026年度)取組内容

計画

### 【財政的支援】

- i)住宅の耐震診断費に対する一部補助を実施
- ii)住宅の耐震設計費～耐震改修費に対する一部補助を実施
- iii)木造住宅の除却費に対する一部補助を実施

### 【普及啓発等】

- i)住宅所有者に対する直接的な耐震化促進
  - ▶ 令和8年度は市内全域において、自治会を通じた回覧により啓発を行うと共に電話相談会を実施。
- ii)耐震診断実施者に対する耐震化促進
  - ▶ 耐震診断後一定期間経過しても耐震改修を行っていない者に対してDM等による耐震改修促進を実施
  - ▶ 耐震診断結果報告時にリーフレットの配布・説明により耐震改修を促進
- iii)改修事業者の技術力向上等
  - ▶ 改修事業者に対する耐震改修工法等に係る説明会を年1回以上実施(※府内全域で実施)
  - ▶ 耐震改修事業者リストを作成し公表等を実施
- iv)市民への周知普及
  - ▶ 耐震相談会を年1回以上実施
  - ▶ 市役所庁舎にて耐震パネル展示を実施
  - ▶ 広報誌、リーフレット等による制度概要等の周知を実施
  - ▶ 市民の負担軽減を図るため各種補助申込みの電子化を実施

目標

- ▶ 住宅に対する耐震診断費 補助戸数：45戸
- ▶ 住宅に対する耐震設計費 補助戸数：6戸
- ▶ 住宅に対する耐震改修費 補助戸数：11戸
- ▶ 木造住宅に対する除却費 補助戸数：40戸